

会 議 録

会議の名称	令和3年度(2021年度)第3回豊中市男女共同参画審議会		
開催日時	令和3年10月22日(金)18時~20時		
開催場所	市役所第二庁舎4階南会議室	公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・不可・一部不可
事務局	人権政策課	傍聴者数	4人
公開しなかった理由			
出席者	委員	倉垣委員、西尾委員、中村委員、槇村委員(会長)、青竹委員、宮前委員、山中委員(職務代理者)、福井委員、樋口委員、古川委員、浦委員、山田委員	
	事務局	山本人権文化政策監、堀山参事兼人権政策課長、土田主幹(男女共同参画担当)、笹部男女・多文化共生係長、廣田主査、野邊事務職員	
	その他		
議題	<p>(1) 前回審議会以降の取組内容について</p> <p>(2) 第3次豊中市男女共同参画計画の検討について</p> <p>(3) その他</p>		
審議等の概要 (主な発言要旨)	別紙のとおり		

令和3年度 第3回豊中市男女共同参画審議会 議事録

日時：令和3年（2021年）10月22日（金）18時～20時

場所：WEB会議システム「Zoom」を使用し開催

（事務局：豊中市役所第二庁舎4階南会議室）

【出席委員】

倉垣委員、西尾委員、中村委員、榎村委員（会長）、青竹委員、宮前委員、
山中委員（職務代理者）、福井委員、樋口委員、古川委員、浦委員、山田委員

【事務局】

山本人権文化政策監、堀山参事兼人権政策課長、土田主幹（男女共同参画担当）、
笹部男女・多文化共生係長、廣田主査、野邊事務職員

傍聴者4名

【本審議会の開催方法について】

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、WEB会議で実施した。

会長：それでは、案件1に入る。前回審議会以降の取組み内容について、事務局から説明をお願いしたい。

案件（1）前回審議会以降の取組内容について

事務局より、資料1、資料3に基づいて、前回審議会以降の取組内容について説明

会長：前回のご意見をふまえ、その後、作業をいただき、計画策定に関わった各部局で、具体的な取組みや方向性などについてヒアリングをしたこと、また、庁内の部長級を対象に、計画の位置づけや基本目標の内容など男女共同参画に関する現状や課題について意見を聞き、今日に至っているということだ。今の説明に対して、質問などがあればいただきたい。

委員：資料1の計画策定スケジュールについて、パブリックコメントのことを聞きたい。時期が12月から1月にかけて2週間ということであるが、お休みのときに実施する感じなのか。それとも計画の進み具合を主に尊重してスケジュールを立てていくのか、答える側が答えられる時期も検討点に入れているのか。

事務局：パブリックコメントは12月から1月の年末年始にかけての予定である。基本的には3週間の期間を設ける。年末年始もあるので、その点については、より期間に余裕をもたせた。今のところは12月中旬過ぎくらいから1月中旬くらいまでの期間を設定して、みなさまのご意見をいただく予定にしている。

会長：よろしいか。

委員：はい。

会長：他にないようなら、次に進ませていただきたい。もし質問があれば、また後で手を挙げていただければと思う。

案件の2、第3次豊中市男女共同参画計画の検討について、事務局から説明をしていただきたい。

案件（2）第3次豊中市男女共同参画計画の検討について

事務局より資料2、4に基づいて、第3次豊中市男女共同参画計画の検討について説明

会長：ただ今、資料2と4について、事務局から説明があった。それについて、ご意見、ご質問をいただければと思う。

まず、資料2の1ページから16ページまでの基本的なところ、計画の策定にあたってと計画のめざす方向について、委員のみなさまにご意見、ご質問をいただき、その後、次の施策の展開の検討に入りたいと思う。これは前回の時に、基本目標の順番などいただいたご意見をふまえて変えている。まず、そこからご意見、ご質問を賜りたい。

委員：目次について、「I計画の策定にあたって」の6番目が「第2次豊中市男女共同参画改定版計画」となっているが、8ページを見ると、「第2次豊中市男女共同参画計画改定版」となっている。男女共同参画計画改定版と目次も統一していただければ有難い。

それから、1ページの下から3行目に「施策の内容も深く相互に関連していることから」とある。私たちも大学で「関連」と学んで、確かに正しい表記ではあるが、このことについて、次の2ページの【計画の位置づけイメージ】のいちばん下に、「豊中市の関連計画・施策」と書いている。市民、一般の方に示す文書であるとするならば、「関連」は間違いではないが、市民の方に間違っているのではと思われる可能性がある。一般市民には「関連」でも意味は通じるのではないか。

それから、3ページのSDGsの文章の中で、一番下から4行目の「また、本計画では」というところに目標3がある。その目標3の「全ての人に健康と福祉」について、私も自分の持っているSDGsを見たが、ここは平仮名で表記されているので、「全て」は漢字ではなく、平仮名にしていたほうが良いと思う。

それから、下から2行目の「目標10 人や国の不平等を減らそう」だが、これは「減らそう」ではなく「なくそう」ではないか。10番を見たら、やはり「なくそう」になっていた。減らすのではなく、なくさないといけない。意識を高めるためには、このSDGsに示された17項目と同じようにしていただけたら、嬉しい。

会長：非常に細かく、いろいろ見ていただき有難い。事務局はどうか。

事務局：誤っているところをチェックさせていただく。「関連」と「連関」については、ご指摘のとおり、みなさまに見ただく計画という位置づけもあるので、より分かりやすい表現に修正して

いく。

会長：そのように訂正させていただくということである。そのほかは、いかがか。

委員：まず、「Ⅰ 計画策定の趣旨」について、6ページに「2) 国の動向」として、「平成11年に男女共同参画社会基本法が制定され」とあるが、他の男女共同参画の報告を見ても、はじめに平成11年のこの基本法があって、そこからスタートになっていたと思う。だから、この第3次の計画の趣旨にも入れておいたほうがよいと思う。

それと、目次の「Ⅲ 計画の推進」のところに8項目載っているが、第2次計画と比べると、3番目の「DV防止ネットワーク会議」、7番目の「配偶者暴力相談支援センター」は新たに載っているが、第2次計画には、「男女共同参画に関する調査・研究」や、「市民・事業者・グループ・団体などとの連携・協力」が入っている。これも入れておいたほうがいいのではないかと思うが。

会長：はじめのご質問について、何か、事務局からあれば。

事務局：計画策定の趣旨に平成11年に制定された男女共同参画社会基本法を入れたほうが良いというご指摘だが、確かに、この男女共同参画社会基本法というのは、今回の検討案の2ページの【計画の位置づけのイメージ】の図にも、いちばん上位に表示させていただいているので、こちらの計画策定の趣旨についても、入れたいと思う。

会長：では、基本法を追記していただきたい。

目次の「Ⅲ 計画の推進」については、項目が以前と違うということか。

事務局：第2次計画では、男女共同参画計画とDV防止対策計画を、別々に策定した。今回は包含した形になったので、目次のⅢは、合わせてこのような形にさせていただいている。おっしゃるとおり、それによって、「男女共同参画に関する調査・研究」と「市民・事業者・グループ・団体などとの連携・協力」が抜けたかたちになっている。その点についてご指摘いただいたが、こちらの表記に関しては検討させていただければと思う。

会長：この件については検討していただきたい。

委員：あとで言おうと思ったが、表題の問題です。ここのギリシャ文字がⅢだが、これはⅣの間違いではないか。

事務局：誤りである。

会長：目次にはⅢとなっているが、計画の推進はⅣということで、修正をしていただきたい。

ほかに、16ページまでで、何かご意見があれば。

委員：今回はじめて入れてくださった5ページの「1) 世界の動向」と、6ページの「2) 国の動向」のところで、女子差別撤廃条約について、その回数は当時の署名国なのかも分からないが、多分、今は署名国がもう少し増えていると思う。これでは、署名国がこの数で終わっていると誤解を招くので、あまり「何か国が署名した」とか、書く必要はないのではないだろうかと思う。署名よりも批准している国がどれくらいあるとしたほうがいいのではないか。

それと、6ページに「2) 国の動向」ということで、国のことをまとめているが、DV対策も含めているし、性暴力も含まれているので、2017年の刑法改正についても、含める必要があるのではないか。

事務局：まず、女子差別撤廃条約の署名国について「日本を含む57か国が署名しました」と明記しているが、ご指摘のとおり、この計画には、5年、10年先にも及ぶものなので、その間、国の数等も変動していくと思う。ここの国の数等の「57か国」については不要かと考えている。

6ページの「2) 国の動向」の2017年の刑法の改正だが、確かに、刑法の改正は重要な改正だと思うので、刑法改正に触れることには内部で検討したい。

委員：性暴力が含まれて、名称が変わったりしているのです。

事務局：はい。性暴力について触れており、ご指摘のとおり、厳罰化されましたので、触れるかたちで対応していきたい。

会長：大事なお指摘、有難い。ほかに、16ページまでのところで何かあれば。

実質的な検討は今日が最後で、次回11月には、今日いただいたご意見を精査して、本案に近い形になると思うので、できれば今日いろいろとご意見をいただければと思う。

委員：いつも同じような指摘で申し訳ないが、例えば、1ページの真ん中より少し下くらいに、「しかしながら、男女の固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」とある。この無意識の思い込みというのは、確かに、アンコンシャス・バイアスと言われているので、ここは問題ないが、例えば、8ページの「基本目標1 人としての尊厳を守る」のいちばん下の■に、ここにも2行目から3行目にかけて、「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」とあり、何度か、「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」と出てくる。このような表記をずっと続けるのか、それとも続けないで、例えば、この冊子の最後のほうに専門用語の説明ということで、一覧にしてはどうか。

と言うのは、この「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」という表記に関して、例えば、20ページの真ん中の「4 男女共同参画を推進する教育・学習の推進」の3行目になると、もう、このアンコンシャス・バイアスだけが出てくる。一貫性を保つのであれば、「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」と入れ続けることになる。だが、読み進めていくと、何度も出てくるので、巻末に専門用語として何を意味するのかという一覧を付けるのも方法かなと。アンコンシャス・バイアスというのは、無意識の思い込みや、偏見という意味もあるので、そういうことも含めてもいいのではないか。

それに関係して、例えば、6 ページの下の囲みの中の「(5) デジタル社会への対応 (Society5.0)」と結構、専門的な言葉が出てきている。また、9 ページの4 行目に「地域へのアウトリーチ活動を展開し」とあるが、ただ、「アウトリーチ」という言葉も専門的な言葉で、「アウトリーチ」というのは外に出ていくとか、外に手を伸ばすという意味がある。外に向けての活動という意味もあれば、双方向的な活動とか、そのような解釈もあるようなので、この冊子の読み手がどなたかにもよるが、パブリックコメントを求めるのであれば、もう少し一貫性を保つということと、言葉の説明なども、もう少し丁寧なものがあったらいいと思った。

会長：その意見も大変重要。私も気になっていたところで、「アンコンシャス・バイアス」とか、「アウトリーチ」とかは流行りで、皆、流行りの言葉を使ったりするが、それが必ずしも、どなたにもはっきりとした概念として分かるわけではない。この言葉に限らず、後ろに用語の説明が付けられるかどうかというご意見だが、その辺りはどうか。

事務局：第2次計画では最後に用語解説というかたちで、あいうえお順で言葉の説明をしている。第3次計画についても、第2次計画と同じく、計画の後ろに参考資料として付けることを予定している。

「アンコンシャス・バイアス」については、一貫性がなかったもので、これについては用語集で解説等したいと思う。それと「アウトリーチ」、「Society 5.0」についても、用語解説で取りあげていく。あと、計画の中で一貫性が保てるように表記していきたい。

委員：もう一点、一貫性という意味で、「など」が「等しい」という字になっていたり、「など」と平仮名になっている箇所も見受けられる。チェックいただければと思う。

会長：11 月の段階までに精査していただけたらと思う。

事務局：はい。

会長：そのほか、いかがか。

委員：5 ページ「5. 世界・国・大阪府の男女共同参画に関する動向」の「1) 世界の動向」最下段落で、2020 年以降のコロナ禍における悪影響は女性および女兒にとって特に大きいことが指摘されている、とある。ここは国連の引用のため、概念的であり具体的には書かれていない。悪影響の中にはもちろん経済的等色々な問題があるが、日本の場合、自殺が女性で増えているというニュースもあった。命に直結する点もどこかに入れられないかと思う。入れるなら「2) 国の動向」でも良いかも知れない。春先だったかと思うが、リーマンショック以降自殺数自体は全体に減っているが、女性では増加が見られたというニュースを厚労省が出していたと思う。経済的または感染に対する不安など、色々な社会的な条件は男女で同じだと思うが、女性の自殺増加が見られた。特に30 歳代。ちょうど女性にとってライフスタイルが変わる世代を非常に直撃している感じを受けた。全体数からは元々男性の方が自殺は多いため、実数としては男性の半分位だったと思う。そういう兆

候が見られたということから、女性への悪影響を示す具体的な点として、そのような資料を引用して表してはどうかと提案したい。

会長：事務局、考えはどうか。

事務局：女性の自殺数の増加については、6ページの「2）国の動向のところ、入れたいと思う。

会長：そのほかに、いかがか。

委員：1つだけ意見をさせていただく。8ページの「基本目標1 人としての尊厳を守る」に■が6つある。1つ目に「小中学生を対象とした男女平等教育啓発教材『To you』の作成」と、ここでは小中学生を対象としたとは書いている。私たち教育現場の者はよく分かるが、そのいちばん下の6つ目■のところでは、いきなり「男女平等教育啓発教材『To you』のさらなる活用」となっている。上を読んでいたら分かるが、この前に追記として、「現在、豊中市立小中学校で使用されている」という前文を入れていただき、「男女平等教育啓発教材『To you』のさらなる活用と内容の検討をはじめ」とつないでもらえたらと思っている。そうすると、この「To you」を小中学生が使っているというのが、より分かりやすくなると思った。

会長：この8ページについてのご意見に対して、どうか。

事務局：前に表記があったほうが読まれる方が分かりやすいと思うので、「To you」の表記の前に「現在、豊中市立小中学校で使用している」と追記をしたい。

会長：はい、どうぞ。

委員：全体的な統一ということで、法律名に括弧が付いている時と無い時がある。どういう枠組みで括弧を付けているのか。付ける、付けないを統一して、全体的に見ていく必要がある。付いていないのがたまにあるので、どういう文脈で付けているのか思ってしまう。

それと、先ほども言っていた5ページの「1）世界の動向」を細かく読むと、11行目に「ジェンダー平等の達成を阻害する構造的障害」とあるが、「阻害する障害」と、「害」、「害」がつながっている変な日本語だし、多分、「構造的障害」ということばが一般的ではない。「構造的問題」か、ここでまた「構造的差別」というのをを使うと、それも意味合いが変わるかも分からないが、ブラック・ライブズ・マターだったら、「構造的差別」という言い方は出てくるが、ちょっと違う表現にする必要があるのではないか。

あと、12ページからはこの第3次の計画のめざす方向だと思うが、大規模災害について書かれていない。6ページの「2）国の動向」には第5次計画の1から8まで書いているので、ここには含まれている。例えば、14ページの「(5) 安心して暮らせる社会・環境づくりの推進」のところ、今、大阪でも北部地震や豪雨被害など災害が多くあって、防災は大切な課題である。そこでジェンダーの平等を保っていくというのは大きな課題なので、一言、その辺のことを入れておくと、国の

第5次計画との関連性も見えてくるのではないか。

会長：12ページは基本目標の1から4が書いてあるが、その14ページの「(5) 安心して暮らせる社会・環境づくりの推進」の中に、そういうことも入れてはどうか。関西は南海トラフもあるし、ほかにもいろいろ気候変動で集中豪雨とかあるので、(5)のところに、何らかのかたちで入れたいと思う。

それでは、まだ、16ページ以降がたくさんあるので、次に移ってよいか。あと、何か気づいたことがあれば、後でも結構なのでおっしゃっていただければと思う。

では、17ページからの施策の展開に入らせていただく。これは、先ほど、説明にあったようにリード文とデータと、その後ろに所管課でどういうことをしているかとか、やって欲しいとか、そういうことを書いている。例えば、18ページのところにあるように、旧のコード番号があるが、これは以前のコード番号で、今回も継続して取り組むというもの。例えば、19ページの「3) 性的マイノリティの人権尊重」に「新」とあるが、これは新しい取組みということだ。

では、先ほど来、ご意見をいただいているところもあるかと思うが、7ページ以降の施策の展開の最後まで、順不同でどうぞ。

委員：17ページの文章と図で、4行目「本市では、固定的な性別役割分担にとらわれない意識は、女性では反対派が半数を超えています」とあるが、この文章はとらわれない意識の反対派のようにも読めるかと思う。下の図も「どちらかと言えば反対」は分担をすることにとらわれない意識に反対ではないと思う。役割分担をすることへの反対なのか、役割分担にとらわれない意識についての反対なのか。図1-2の方は「社会だと思ふか」について「どちらかというと思う」とそのまま読めるので、17ページの表記について工夫していただければと思う。

会長：これは、後で十分に精査していただきたい。

事務局：はい。

会長：そのほか、いかがか。

委員：19ページの「3) 性的マイノリティの人権尊重」について。先日、とよなか都市創造研究所にインターシップ生が来たので私も話をする機会があった。彼は豊中の政策の中のLGBTについて、いろいろと調べて、発表会をするということで行った。その中で、彼が言っていたのは、制度はある程度できているが、その人に対するフォローが出来ていないのではないかということだった。本当にいろいろな資料をいただいて、小学校の時から気持ち悪いとか言われて不登校になった子どもとか、親に相談したら「子どもじゃない、出ていけ」と言われたとか、性同一障害を認めない、周りが受け入れないという事例を話された。彼自身が提案されたのは、当事者同士が集まるような会、もしくは親ないし周りが相談できる、行政がそういう相談を受けて、他の相談のところへ紹介したりというかたちで、何らかの行政の支援が要るのではないかと。豊中はそれが出来ていないのではないかという指摘を受けた。

私たちがいろいろな場面を見てきたし、修学旅行で一緒に部屋で寝られないとか、お風呂に入るのがいやだった、そういう話も聞いたことがある。彼が出した8パーセントという数字、これは政府が出した性同一性障害の数字だが、これだけの子ども、大人が困っている、苦勞している。豊中も去年、講演会をされて、私も行って良かったと思ったが、もう少しふみ込んだところで、周知や相談ができる環境づくりをして欲しい。彼は当事者同士が集まるような会を主催してもらって、交流できたり、支えられたらいいのではないかという提案もしているので、その辺をもう一歩進めた政策を考えていただきたい。いかがか。

会長：これは、「新」というかたちで、以前になかった項目として挙げられている。この中に「気軽に相談できる環境づくりを推進」と書いてあるが。

事務局：相談窓口は、確かに、性的マイノリティを掲げた相談窓口を開設していないが、現在、例えば、「すてっぷ」の中にも性自認が女性の方については、体と性に関する相談を設けているので、そこでご自身の悩みについて相談していただくことも可能。あと、保健所もこころの健康相談というのがある。そこでも、性的マイノリティの方は相談していただけるので案内等はさせていただいている。豊中市でも相談窓口がないというわけではなく、確かに、現在、専用の窓口はないが当事者の方が何か行政の窓口で相談したいということであれば、そういった窓口は今現在もご用意している。

委員：もう少し行政が積極的に相談窓口の宣伝もそうだが、もう少し広く分かるような形にしてほしい。

会長：例えば、「すてっぷ」なら、人権政策課に入るが、今の保健所とか、こころの健康相談となると、対応は人権政策課のほかに、何課というのが入るのでは。

事務局：確かにおっしゃるとおり、保健所のこころの健康相談でも応じており、所管課、実施課の表記については出来ると思う。

会長：PRをやっているというのは、既にやっているところがあるのであれば、その所管課や実施課を書いておいてはどうか。これからいかに広報していくかということはあると思うが。

そのほか、いかがか。随分、後ろまでたくさんあるので。

委員：今、おっしゃったことに関連して。先ほど、他委員から、性同一障害の人が8パーセントいるのではないかという話が出たが、それは電通がやっている無作為抽出ではない対象者のデータで8パーセントと出ている。今、無作為抽出でやっている有名な調査は大阪市の調査があって、だいたいLGBTを全部合わせた状態で3パーセントとなっている。今回、豊中市がやった市民意識調査でも、同じ質問ではないが聞いていて、そういう悩みを経験したことがあるかという間に3パーセント近くが答えているので、無作為抽出調査によるマイノリティの数の把握データで言えば、やはり、3パーセントくらいという認識のほうがよろしいかと思う。少ないからうんぬんというので

はなく、3パーセントはおられるという認識。だけど、無作為抽出による調査だと3パーセントだということをお伝えしておく。

会長：はい、どうぞ。

委員：43 ページ「1）女性の健康対策の推進」のからだと性に関する情報提供について、3番目の項目の子宮がん検診やHPVワクチンは、2013年に厚労省の積極的勧奨が中止されてから、なかなか議論が進まなかったが、今後、再開の兆しが見られているというところである。これは対象者が中高校生になる点から、現在の小中学校の教材や保健の資料などにはあるのかも知れないが、性的な関連性を教育する場でこのような知識も具体的に、その必要性とともにもっと強調して良いのではないか。性的なコミュニケーションは誰とでも良いのではなく、やはり男女であればそのようなことを気にしなければならないし、予防方法もあるなどの正しい知識を持ってもらう。別に怖がることはなく検診を受ければ良いなどの知識は早すぎて困るものではないと思う。

折角施策があるのであれば、何かバージョンアップする場合にはこの点を入れていただきたい。現記載では相談があれば情報提供をするという、やや受け身的な感じに見える。通常はがん検診の年齢ではないが、積極的に中高生に向け体系的に発信する方針などを入れていただけるといいと思う。

会長：43 ページの「1）女性の健康対策の推進」についてのご指摘だが、その辺はいかがか。

委員：ここは対象年齢がもう少し上に向けて書かれている文章だと思うが、ティーンエイジャーに向けての文も入れては。実際、子宮頸がんも乳がんも全てのがんの罹患年齢から見れば若い世代が罹るので。

事務局：私の記憶だが、若年層に対してのワクチン接種は一旦、止まっていたが、国のほうも多分、推奨するようになるかと思うが、豊中市も若年層に対して、個別に案内をしたと聞いたことがある。この点の表記については、担当課の健康政策課と協議のうえ、検討させていただきたいと思う。

委員：おっしゃるように再開されるまでの間、勧奨差し止めの間に無料の年齢が過ぎてしまった方の問題というのもある。そちらは人権政策課と担当が違うかも知れないが、関連性があると思うので、情報発信の点では協力して出来る点があるのではないかと思う。

事務局：はい。

会長：がん検診ではないが、今、おっしゃった若年層の中に、いちばん上の1211に「からだと性に関する正しい情報提供を行い、互いの性を尊重し合うことができるよう啓発を進める」は、所管課がすてつぷ、保健予防課、母子保健課になっているが、これは学校の中ではないのか。例えば、中学校とかで妊娠してしまう子どもが無きにしても有らずで、最近、すごく低年齢化している。例えば、高校生や中学生のデートDVの話とか、学校関係のもう少し低年齢層もここの中に入るのではない

かと思ったが。

事務局：豊中市では出前講座というのがあって、デートDVの講座は人権政策課が提供している。実際に、中学校から依頼があった場合は、デートDVの講座中では触れさせていただいている。あと、学校でお聞きするのは、性教育に関しても各学校が専門の講師を呼んだりして、取り組んでいる学校もあるとお聞きしている。

会長：今のご意見をふまえると、そういうのも関係課で入れておいてもいいかなと。ほかに、いかがか。どのページからでもよいので。

委員：3点ある。1点目は細かいことだが、34ページのいちばん上の4343のところだが、これは旧のものなのであまり関係がないかも知れないが、です、まず調になっている。「図ります」となっているところが2つくらいあったと思う。他のところはである調で書いてある。そこまで統一する必要があるのか、どうか、ご検討いただきたい。

あと、43ページの「5）相談員の資質の向上」の3351のところ、「性別等による差別と他の差別を複合的に受けている場合の」とあるが、この性別等の「等」は要らないのではないか。等というのであれば、他の差別もとなり、そこと複合的にというところがうまく関わらないと思う。

会長：「等」は要らないか。「性別による差別と他の差別を複合的に受けている場合」、そういう意味か。事務局、それでいいか。何か意味があって、付けているのか。

委員：これは、性別、性的指向、性自認になる差別と、他の差別をという意味で「等」が使われているのか。

委員：そういう可能性があるのではと私は思ったが。豊中市がどうお考えなのか分からないが。よくあるのは、性別、性自認、性指向と3つ並べてようになってきているので。

委員：それだったら、分かりやすいが、ちょっとこの等が何を意味するのか、恐らく、今、ご指摘があった理解だと思うが。

会長：そうすると、3つ並べるより「性による差別」ではどうか。それならLGBTのことも入るのではないか。他の差別という、性以外の差別はいろいろある。

委員：国籍や住んでいる地域とか、何かあるのは分かる。この「等」をもう少し明らかにするか、どうすればいいか分からないが、ここはもう一度、確認することが必要だと思う。

事務局：はい。

委員：あと3点目は、35ページの「成果指標」の真ん中くらい、これは成果指標なので決まってし

まっている書き方かも知れないが、「市の学校の教頭以上占める女性の割合」とあり、校長と教頭とある。例えば、小学校、中学校、高校の校長先生、教頭先生の平均値として、策定時 32.7%と 40.6%と出ているのだと思うが、教育段階別に見ると、小学校のほうで校長先生や教頭先生は圧倒的に多く、教育段階が上がるにつれて、極端に校長先生も教頭先生も減っていくという傾向が見られる。一般教員の女性の割合が、教育段階が上がるにつれて少なくなる。元々、絶対数が少ないということもあるが、できれば、本当は段階別に数字が表れたほうがいいだろう。これは、策定時のものは平均してしまっているのだから、どうしようもないのか。

会長：この評価指標の指標についても議論してもらってもいいのか。

事務局：はい。

会長：この成果指標についても議論していただくことになっているので、ご意見があれば言っていただければ。

委員：小学校はかなり校長先生、教頭先生の割合が高くなっていると思うが、特に中学や高校も積極的に増やす方向にもっていく必要がある。と言うのは、中学校だと、結構、生理が重いなど大変な中、制服がまだスカートを履く、タイツはあまり履いてはいけないみたいな、そういう雰囲気があって、それは女子生徒の健康に関わることでもある。やはり、女性の先生たちがリーダーシップを発揮して、もっと女子生徒たちの健康にも敏感になる、現場を変える、そういう方向にもっていく必要があると思う。この表一つで変えられるとは思わないが。

会長：おっしゃるとおりで、保育園、幼稚園、小学校、中学校、高校、大学といくほどに、数字が変わっていく。市のほうで、どれくらいまで数字を把握しているか。

事務局：市で把握しているのは、やはり市立になるので、小学校、中学校までの数字は把握している。教頭先生、校長先生の女性の割合というのは把握している。

事務局：ご意見は、市の学校の校長と教頭のところを小学校、中学校で細分化してはどうかということか。

会長：そうだ。

事務局：こういうご意見があったということを担当課と調整してみる。

会長：今日はいろいろご意見をいただいた。はじめに申しあげたが、担当課やいろいろなところと、人権政策課がヒアリングをしたり、大変な努力をされていると思うので、また、進展があるかと思うが、積極的にご発言いただくことがいちばん大事なことだと思う。

委員：私も 35 ページの同じようなところを見ており、「取組みの方向・めやす値」の「市の各役職階級者に占める女性の割合」のところで、「①課長級以上」のところが空欄になっていて、「市の男性職員の育児休業取得率」と「市の男性職員の配偶者の出産に伴う休暇取得率」も空欄になっている。これは、単純に「増加」と書いてはいけないのか。なぜ、空欄なのか。

それと、43 ページのさっきの 3351 も、表現が気になる。複合差別のことを言っており、複合差別の相談を受ける相談員の研修やバーンアウトをしないかを見ていくということだと思う。これだけを見ると、「受けている場合の相談員」だと、「相談員が差別を受けている」とも読める。なので、もう少し表現の検討が要るのではないかと。

また、先ほどの「性別等」か「性別」かということでは、複合差別の文脈だと、性別による差別と他の差別を複合的に受けるということで、トランス女性やレズビアンが入ってくるような理屈で表現されることもある。ただ、トランス女性やレズビアンでもさらに他の障害を持っているとか、外国籍であるとかということは十二分に考えられるので、性別ではなく「性による」として、もう少し幅をもたせる表現にしてもいいのではないかと、先ほどの議論を聞いていて思った。

もう 1 点が、41 ページの「2. さまざまな困難を抱える人々への支援」のところで、いろいろな支援の主な所管課を見ると、42 ページの「2) 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備」のところには人権平和センターが出てくるが、実は昨日、人権平和センターで仕事をしている協会の理事会でいろいろ聞いていると、別にこういう当事者だから人権平和センターに相談に行くというのではなく、困りごとがあるから、いろいろな人が人権平和センターに行くということがあり得るので、41 ページの「1) 生活上の困難を抱える人々への支援」のところには、人権平和センターを入れておくほうがいいと思った。

会長：これは他のところにも関わることだが、35 ページの成果指標の「取組みの方向・めやす値」について、空欄や増加・減少、数値で書いてあるところがある。これをどのように考えるかということだが、空欄のところは、事務局、どうか。

事務局：空欄のところは、今後、担当課との調整が必要な項目で、担当課が、例えば、人事課だと特定事業主行動計画というのがあるが、その目標年次がこの男女計画と一致していない。先に目標年次を迎えたりするので、その後は、現段階で具体的な何%という表示が難しい、検討が必要だということで、協議をしている段階だ。

会長：特定事業主行動計画の目標年次はいつか。男女計画の 10 か年は何年か。

事務局：男女計画より前の令和 6 年とか、7 年とかに目標年次が来る。

会長：この男女計画の 10 か年は何年か。

事務局：令和 8 年になる。

会長：市によっては、見直しの中間年と後の 10 年と 2 つ考えているところがあったりする。それ

は各課と検討していただいて、今のトレンドの中でどれくらいを目標にしているか、その辺は協議してもらえばいい。

もう一つ、「増加」というのは目標値にならない。めやす値なので、何か数字がないと、こういう計画はあまりないと思う。これはどういうふうに考えているか。今はっきりしなくても、何か考えがあれば。

事務局：確かに、指標項目によっては具体的な数値を想定するのが難しく、このような表記になっているが、指標の実効性を高めるために、具体的に数値化できないか、また、担当課とも協議をしていきたい。

会長：指標項目は、担当課が言われるとおりでいいのか。男女審の計画としては、できるかどうかは別にして、目標はこの辺に置いておくということでないか、なかなか進まないと思う。そこが大変な作業だと思うが、交渉していただければどうか。

事務局：原課との調整はあるが、この審議会で強い意見があったということで、強い意思をもって調整させていただく。できるだけ、数値を入れるということにさせていただく。

会長：よろしく、願います。

41 ページの「1) 生活上の困難を抱える人々への支援」のところに人権平和センターを入れてはどうかということだが。項目が5つあるが全部入れたほうがいいのかという意見か。

委員：特に 3152 のひとり親家庭の支援とか、3141 の若者の支援の相談は、実際にたくさん受けておられるようなので。

会長：実際に受けておられるので入れたほうがよいというご意見である。事務局、それはどうか。

事務局：確かに人権平和センターでは、全般の困りごとの相談窓口を設けている。主な所管課に表記することについては、調整させていただく。

会長：それぞれに、推進のために指標がついているので、これも重要な項目。何をもってこの計画が推進され、どこまで行ったかというめやすのために、この成果指標をつけている。継続した指標と新たに設けた指標もあるので、その辺もご覧いただきたい。

委員：今回の計画で、基本目標や基本課題、それに細分化した施策の方向といろいろあるが、その中に重点的に取り組む施策の方向の中に何項目もあり、成果指標や活動指標が設定されている。その重点的に取り組む施策について、できるだけ成果指標を設定できないものかと思う。例えば、41 ページの2の「1) 生活上のさまざまな困難を抱える人々への支援」が【重点的に取り組む施策】となっているが、それに連動するかどうか分からないが、45 ページの成果指標の中に、「母子父子福祉センター相談対応件数」、「CSW（コミュニティソーシャルワーク）相談支援件数」という成果指

標が設けられている。なかなか数値化するというのは難しい項目があると思うが、重点的に取り組む施策について、成果指標を設けられないか。

会長：重要なお指摘だと思う。重点的に取り組むとしているのだから、指標の中に入れたほうがいいのではないか。例えば、41 ページに重点的に取り組む施策が5つあるが、5つの中のどれかが入っていれば、それが1つの指標になるとも考えるが。全体的な書き方はどうか。

事務局：重点施策に関しては、施策体系を、これまでは審議会でご検討いただき、それぞれの施策の方向に現行計画で重点的に取り組む施策を設定していた。第3次計画において、どの施策の方向を重点的にするか、それ自体もご意見をいただければと思っている。15 ページ、16 ページの「4. 施策の体系」の「施策の方向」の項目の後ろに★印をつけているが、ここが重点施策になっている。これについても、今日、みなさまのご意見をいただければと思っていた。

この重点施策に関して、実効性を高めるために指標を設けて、進捗が図れるようにというご意見については、指標を精査する際にそのようにさせていただきたい。

会長：それぞれに成果指標があり、だいぶページがあるが、お気づきのところがあれば。

委員：45 ページの成果指標のところ、母子父子福祉センター相談対応件数の「取組み方向・めやす値」が「増加」となっている。相談窓口の周知が進む意図で「増加」だと思うが、件数の増加が方向の「めやす値」というのは違和感があるため、書き方を変えてはどうか。その下の「CSW（コミュニティソーシャルワーク）相談支援件数」は件数だが、これを増やしたいのか、周知を含めより活用してもらいたいという意図なのかを分かりやすくされてはいかがか。

会長：事務局、今の指標項目について、いかがか。

事務局：この「増加」というのは、相談窓口の周知が進めば、当然、相談件数も増えるということで、「増加」と書かせていただいている。相談件数について、件数の増加をどう見るかというのは、確かに悩ましいところではあるので、いただいたご意見を参考に表記の仕方を考えたいと思う。

委員：もう1点、伺いたい。50 ページ「1) 安心して相談できる体制づくり」の主な取組みとして、配偶者暴力相談支援センターが書かれているが、幼児への虐待などへの対策は、こちらの「2 相談体制の充実」の「1) 安心して相談できる体制づくり」の項目になるのか。多くの関連する部署が書かれていて、母子保健課や子ども相談課が書かれているのでここかと思うが、いかがか。幼児虐待などは家族関係に立ち入ることになる。医療従事者は疑わしいと思うシチュエーションがあっても、なかなか家族関係に立ち入れない。そのような場合の橋渡しの課があって、現在活動されていると思うが。

事務局：私どもは配偶者暴力相談支援センターを創設しているので、例えば、DV相談を受ける中で児童虐待が疑われる場合は、児童相談所への通告を実際に行っている。逆に、他の窓口からDVで

はないかということで連絡があり、連携して相談にあたるという状況もある。必ずしも、配偶者暴力相談支援センターや「すてっぷ」の相談室での相談でなくても、さまざまな相談窓口のご相談の中でDVや児童虐待が疑われる場合は連携して、実際に対応している。

委員：多分この辺りに入ると思うが、幼児虐待について具体的な表記がある方が良いと思う。

事務局：DV対応と児童虐待対応については、連携を強化するよう、国からも示されているので、ここに児童虐待の表記について検討したい。

会長：みなさまのお手元に資料4「第3次豊中市男女共同参画計画 成果指標一覧」が届いているか。成果指標がまとまって載っているのが資料4だが、これをご覧いただきたい。先ほどからいろいろ意見が出ているが、1つは増加や減少ではなく、ある程度きっちりとした数字を入れていただきたいということ。指標項目も継続・新規ということで、新しい項目もある。この辺について、ざっとご覧いただいて、何かご意見はないか。

これと本編に入っている成果指標は同じか。

事務局：同じである。

会長：備考のところ、数値の出どころなどが書いてある。本編には備考はないが、調査などのこれまでの数字を見ながら、増加、減少の数値を考えていただきたい。それから、先ほど、ご質問があったが、重点的な取組みについては、例えば、重点的な取組みの項目が4つあったとしたら、その中の1つでも必ず入っていると考えた方がいいのか。

★印も検討するのか。

事務局：★印は、事務局のほうで、重点項目として、これまでの計画を参考にしながら付けさせていただいた。これらを重点項目にすることについても、何かご意見があればと思う。重点項目は、15、16ページの「4. 施策の体系」のところに記載している。

会長：この15ページ、16ページに書かれているのは、施策体系の中にいろいろ基本課題があって、施策の方向がある。その中でも重点的な取り組む施策にして施策に★印が付いている。

この★印の付いている施策はこれまでの議論で、ここが重要であると考えて付けていただいたかどうか。

委員：今の15ページ、16ページの施策体系のところだが、ひとり親の支援の問題が全体として少し弱いように拝読した。確かに41ページ、37ページ、9ページにもひとり親家庭を書かれているが、他のDVとか、児童虐待とか、性的マイノリティの施策に比べると、目立ちにくいと見たのが1点、気になる。ひとり親の問題、貧困の問題は今、大きな社会問題になっている。

会長：施策の方向のどこになるのか。

委員：基本目標3の「2 さまざまな困難を抱える人々への支援」のところに、恐らく、ひとり親のという言葉が入ると良いのではないか。

事務局：ひとり親家庭の支援は、基本目標3の「すべての人がいきいきと安心して暮らせる環境を整備する」の「2 さまざまな困難を抱える人々への支援」の「1) 生活上の困難を抱える人々への支援」に含めており、41 ページに記載している。ここの3152で、ひとり親家庭の母子・父子が充実した生活を送れるよう、セーフティネットの充実を図るとしているが、全体的にというご意見か。

会長：例えば、施策の方向に「1) 生活上の困難を抱える人々への支援」があり、★印が付いている。「ひとり親家庭の指母子・父子の充実した…」の項目を成果指標の項目に入れてはどうか。

事務局：ひとり親家庭の成果指標としては、先ほどの「母子父子福祉センター相談対応件数」になり、指標としては新規に増やしたものである。

会長：施策の方向のところに、重点的に取り組む★印の施策があつて、それぞれの施策の方向の中に具体的に項目が分かれているので、今、いただいたご意見のように、重点項目の中でも非常に大切な項目であるということで、成果指標の中にそれを入れ込むという方法もある。どういうふうにするか分らないが、そこが大事だというご意見だ。

事務局：はい。

委員：★印が確かに重点的に取り組むべき施策なのだろうが、一人ひとりの思いを考えたら、全てを重点的な取組みにしなければならないのではないか。私はこの★印は要らないと思う。全てが大切な内容なので。確かに、この辺は議論してきたが、私は★印は外すほうが良いと思った。

会長：なるほど。それについて、いかがか。皆さんのご意見は。どれも等しく大事であるという意見だが。今回の第3次は、今まではこういう経過できて、今回はここが特に大事だと考えるのか、書き方なのかどうか。市のほうはどうか。

事務局：★印については、当然、この計画は全て大事だが、考え方としては、全てに影響が及ぶようなもの、例えば、幼少期からの男女共同参画の推進、これは全てのことに影響する。あるいは、様々な分野に参画することによって、意識が向上して、性別役割分担解消に寄与するとか。もう一つは、個別支援では市が抱えている喫緊の課題、それも重複する課題を重点として取り組む。全て大事だが全てを底あげするような、貫く姿勢というか、計画全体を押しあげるようなもの重点的なものと捉えることも出来るかと、考えている。

会長：そういう考えに対してどうか。

委員：確かに、そういうふうに捉えるのもいいが、これは一般市民の目に入るものであるということを考えていただきたい。この中で、私は★印に入っていないところで悩んでいる、そんなに重点的に思っていないのかな、そういうふうを考える人もいるということで、これを市として重点的にやるのではなく、この全てを網羅したかたちで市は取り組んでいるという姿勢を示して欲しかったということだ。

会長：今、ご説明があったように、全てが大事だが、★印にすると目立つということか、それとも文章に入れてしまうとか。

委員：★印にするよりも何か文章にしたほうがいいと思う。表があるだけに★印に目が行ってしまう。

事務局：重点と言うと、ランク付けのようになってしまう。そうではなく取組み方、進め方というような表現で整理させていただこうと思う。

会長：今の委員のご意見をふまえて、分かりやすく検討していただきたい。

委員：めやす値のことだが、会長がおっしゃったように「増加」、「減少」とあるが、他の市などでこういう計画に関わってきていると、比較的、数値で入っている。難しそうなものだけ曖昧で、数値自体入れるのが難しいし、入れればそれに向かって達成しなくてはいけない。多分、議会などではこの数値の根拠は何かと質問がでたり、入れにくいというのは分かるのだが、何とか入れていただけないかという気持ちでいる。

会長：今日、まだ発言されていない方はいないか。ひと言でもいいので、ご意見を賜ればと思う。

委員：今の委員の意見は、実は僕も大賛成だ。★印が付いていることで、こちらの意図がそのまま伝わらない可能性があるかと、私も思っていた。文章を工夫していただくところをぜひ、お願いしたい。特にその点がお伝えしたいこと。

委員：特には無いが、男性の育児・介護休業法の法改正が来年から行われる。そういったこともふまえて、男性の育児休業が今後、クローズアップされるのではということがある。市の方の成果目標として掲げてあったが、果たして、ご本人さんが育児休業を取りたいのかを知りたいと思った。と言うのは、育児休業を取ることによって、給料が67パーセントくらいに民間の場合は下がるので、皆さん、本当に給料が下がっても育児休業を取りたいという時代になってきているのかを確認したいと思った。

事務局：この計画では、市職員の育児休業の目標を掲げることになるが、そういった側面もあるということもふまえて、担当課と協議していければと思う。

会長：今日はたくさん検討事項があって、今日は最後の実質的議論の場だが、まだ十分にご意見をいただけていない部分があるかと思う。何か書いて送っていただくというのはどうか。何日までと書いて。そうでないと、次の作業に移れないと思う。

事務局：今日の部分で、足りなかった部分は、ご意見をいただければと思うが、それを全て反映するのは難しい。いただいたご意見は、会長や職務代理の方とご相談して、文章や成果指標に盛り込むところを整理させていただいたうえで、次回の審議会には完成版に近いものをご提案できるようにしたい。

会長：委員の皆さん、それでよいか。
ご意見は、何日までするか。

事務局：11月4日までをお願いしたい。書式については、こちらからお送りする。そこにご意見をご記入いただければと思う。

会長：今日は不十分な点もあろうかと思うので、11月4日までに足りなかった意見をお出しいただきたい。書式については、市からメールで送っていただくよう、お願いしたい。

今日のご意見と不足分のご意見をふまえて、引き続き、庁内で調整して、次の審議会までに成案に近い形の素案を作っていただくということでよいか。

事務局：はい。

会長：それでは、最後に案件（3）その他について、何かあるか。

案件（3）その他

事務局より、今後の予定について説明

会長：次回は11月19日。時間は同じ18時から20時。本当に頼もしい審議会だと思っておりますので、この後も出来あがるまで、よろしくお願いしたい。

閉 会